

ごあいさつ



障がい者を取り巻く状況は、近年、障がい者の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進展し、障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が相次いで整備されたことで、障がい者の権利擁護や支援が推進されているところです。

また、本市におきましても、これらの多岐にわたる法制度に対応すべく、平成24年3月に策定いたしました「久喜市障がい者計画」「久喜市障がい福祉計画」に基づき、障がい者の自立支援や社会参加の推進、障がいの特性に応じた障害福祉サービスの充実に向けた取り組みを進めてまいりました。

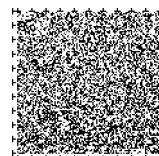
このような中、障害者総合支援法に基づき3年間の計画期間として策定します「久喜市障がい福祉計画」の計画期間が満了することから、このたび、見直しを行い、平成29年度までの3年間の計画期間とする「第4期久喜市障がい福祉計画」として策定いたしました。

この計画においては、前期計画からの基本理念等を継承しつつ、障がい者の地域への移行支援を進めるとともに、児童福祉法改正に伴う障がい児支援の強化策の実施や、計画相談支援の提供体制の整備などを盛り込んだところであり、「障がいのある人もない人もすべての人がともに生き、ともに安心して暮らせる新しい共生社会づくり」をめざし、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、障がい者の社会参加を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして多大なご尽力をいただきました久喜市障がい者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、障がい者関係団体等からの意見聴取、市民意見提出制度（パブリック・コメント）において貴重なご意見をお寄せいただいた、多くの市民・関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

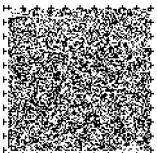
久喜市長 田中暄二



《障がい者という表現について》

「害」の字については「害悪」など負のイメージがあり、差別、偏見等を感じられる方もいらっしゃると思います。このようなことから、全ての人がともに暮らすことのできる地域社会を目指す本市では、障がい者の方への配慮の意味からも平仮名で表記をすることといたしました。

なお、法令及び条例の名称やそれらの中で定義されている文言、固有名詞などの場合では、表記を変更することにより、その用語の持つ意味が失われたり、誤解されるおそれがありますので、漢字による表記とさせていただきます。



目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の対象.....	2
第2章 障がい者を取りまく現況.....	3
1 障がい者数の推移.....	3
2 障害福祉サービス等の実績.....	5
3 障がい者関連法制度の動向.....	10
第3章 計画の基本的考え方.....	12
1 計画の理念.....	12
2 計画の目標.....	13
3 障がい者福祉の推進課題.....	14
第4章 福祉サービスの計画（障がい福祉計画）.....	15
1 平成29年度の成果目標.....	16
2 サービスごとの見込（活動指標）と確保策.....	19
3 地域生活支援事業.....	38
第5章 計画の推進体制・評価.....	54
1 計画の推進体制.....	54
2 計画の評価と見直し.....	55
資料編.....	56
1 策定経過.....	56
2 策定体制.....	57
3 関係団体等ヒアリング調査結果.....	59
4 用語解説.....	62

